

暮らしネット・えんは認定NPOになりました！

2014年5月13日、認定NPOの認定を受けました。これからも『暮らし続けられる地域』をつくるために力をつくします。

これによって皆さまからよせられる寄付金は税制上の特例措置により「寄付金控除・損金算入」の対象となります。

★認定NPO法人制度とは★

非営利法人は活動財源が十分でないという弱点があり、それを補うために「NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもの」を認定NPOとして認定し、寄付した市民や企業などが税制上優遇されたり、認定NPOが納める法人税が優遇される仕組みです。

★寄付金控除のメリットとは★

◎寄付者に寄付金の約半分が戻ってきます。

◎税で支払う分を認定NPOに「寄付」することで、自ら用途を決めて市民活動に貢献することができます。

◎認定NPOになると、市民活動を行うための資金を集めやすくなります。

※認定NPOに対する寄付控除については、国税庁HPでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/11.pdf>

【認定NPOの取得条件】

1. パブリックサポートテスト<PST>

※(1)、(2)、(3)のいずれかを満たしていることが必要です。

暮らしネット・えんは(2)を選択しました。

(1) 相対値基準：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である

(2) 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である

(3) 条例個別指定：都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている

2. 事業活動において、共益的な活動の割合の占める割合が50%未満である

3. 運営組織及び経理が適切である

4. 事業活動の内容が適正である

5. 情報公開を適切に行っている

6. 事業報告書等を所轄庁に提出している

7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない

8. 設立の日から1年を超える期間が経過している



認定NPO法人 暮らしネット・えん

〒352-0034 埼玉県新座市石神2-1-4 Tel 048-480-4150 Fax 048-201-1311

Eメール npoenn@jcom.home.n.jp ホームページ <http://www.npoenn.com/>

寄付のお願い

暮らしネット・えんにご寄付いただくと、以下の控除が受けられます！

個人

寄付額が2,000円を超える場合確定申告によって寄付金控除が受けられます。控除には二つの方法があり、どちらか有利な方を選択できます。※1
同時に、地方税（住民税）の控除を受けることができます。

所得税40% + 住民税10% = 最大50%減税！

1 (A) 税額控除方式

(合計寄付金額 - 2,000円) × 40% = 寄付金控除額

1 (B) 所得控除方式

(合計寄付金額 - 2,000円) × 所得税率 = 寄付金控除額

2 地方税控除（住民税）※2

(合計寄付金額 - 2,000円) × 10% = 寄付金控除額

すなわち、1 (A) + 2 又は、1 (B) + 2 の税控除が受けられます。

～例えば 寄付5万円した場合～

1 (A) 税額控除方式を採用した場合

国税分 (50,000円 - 2,000円) × 0.4 (40%) = 19,200円
+
地方税分 (50,000円 - 2,000円) × 0.1 (10%) = 4,800円
寄付金控除額 (減税額) 24,000円

※1 控除額には一定の上限があります。また、どちらが有利になるかは所得などによって異なります。詳しくはもよりの税務署にお問い合わせください。

※2 住民税控除は、都道府県、市町村によって異なります。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。

法人

一般寄付の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができます。

相続人

寄付した相続財産が非課税になります。

※遺族や相続財産の寄付は税制が複雑なので、税務署や税理士等にお問い合わせください。